

松阪公園プール条例

改正後		改正前	
(使用料) 第4条 プールに入場する者の使用料は、次のとおりとする。		(使用料) 第4条 プールに入場する者の使用料は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。	
区分	使用料 (単位：円)	区分	使用料 (単位：円)
プール	一般 1回につき 520	プール	中学生以上 1回につき 440
	中学生以下 1回につき 260		小学生以下 1回につき 270
ロッカー	無料	ロッカー	無料
備考 1 障がいのある人（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものをいう。以下同じ。）の使用料は、無料とする。 2 障がいのある人1人につき介助者1人の使用料は、無料とする。 2 前条に規定する期間及び時間以外の使用料については、市長が別に定める。		第5条 第6条により専用を許可せられたときは、直ちに別表第1に定める使用料を前納しなければならない。 2 第3条に規定する期間及び時間以外の使用料については、市長が別に定める。	
(使用者の制限) 第5条 (略)		(専用の許可) 第6条 練習プールの設備の全部を専用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。	
(団体使用) 第6条 (略)		(使用者の制限) 第7条 (略)	
2 団体使用は、監督者又は保護者の引率するスポーツ少年団又は子ども会等10人		(団体使用) 第8条 (略)	
		2 団体使用は、クラブ活動等教職員の引率する児童生徒又は監督者の引率するス	

改正後	改正前
<p>以上の団体とし、使用料は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第8条 教育委員会は、使用許可後次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5条の事由が、発生したとき。</p> <p>(特殊設備の許可)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 許可を受け設備をしたときは、使用后直ちに復旧しなければならない。前条の規定による使用許可取消しの場合もまた、同様とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用者心得の遵守)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>スポーツ少年団、子供会等10人以上の団体とし、使用料は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第9条 教育委員会は、使用許可後次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第7条の事由が、発生したとき。</p> <p>(特殊設備の許可)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 許可を受け設備をしたときは、使用后直ちに復旧しなければならない。第9条の規定による使用許可取消しの場合もまた、同様とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用者心得の遵守)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第12条 (略)</p>

改正後	改正前												
<p>(委任) 第12条 (略)</p>	<p>(委任) 第13条 (略)</p> <p>別表第1 (第5条関係) 練習プール専用使用料金表</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="1133 443 2130 724"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前 9：00～12：00</th> <th>午後 12：00～17：00</th> <th>全日 9：00～17：00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土曜日・日曜日及び国の定める休日</td> <td style="text-align: center;">3,300</td> <td style="text-align: center;">6,600</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> <tr> <td>その他の日</td> <td style="text-align: center;">2,200</td> <td style="text-align: center;">4,400</td> <td style="text-align: center;">6,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日 をいう。</p>	区分	午前 9：00～12：00	午後 12：00～17：00	全日 9：00～17：00	土曜日・日曜日及び国の定める休日	3,300	6,600	9,900	その他の日	2,200	4,400	6,600
区分	午前 9：00～12：00	午後 12：00～17：00	全日 9：00～17：00										
土曜日・日曜日及び国の定める休日	3,300	6,600	9,900										
その他の日	2,200	4,400	6,600										
<p>別表 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="114 932 1106 1066"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人当たり使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体使用による使用料</td> <td style="text-align: center;">1回 160</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1人当たり使用料	団体使用による使用料	1回 160	<p>別表第2 (第8条関係)</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="1133 932 2130 1066"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人当たり使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体使用による使用料</td> <td style="text-align: center;">1回 110</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1人当たり使用料	団体使用による使用料	1回 110				
区分	1人当たり使用料												
団体使用による使用料	1回 160												
区分	1人当たり使用料												
団体使用による使用料	1回 110												
<p>備考</p> <p>1 1回は、2時間をいう。ただし、2時間未満は2時間とみなす。</p> <p>2 団体使用の場合、引率者は無料とする。</p>	<p>備考</p> <p>1 1回は、2時間をいう。ただし、2時間未満は2時間とみなす。</p> <p>2 団体使用の場合、引率者は無料とする。</p>												